

(参考) 71重点手続の概要(一覧表)

番号	所管府省	分野	対象手続	手続の概要	受付システム名	関連する業務処理システム(最適化計画の状況)	システムの利用可能な時間帯(受付時間)		想定利用者		オンライン申請時の本人確認方法			オンライン利用状況						特記事項			
							24時間365日(又はほぼ同様のもの)	左記以外	本人(個人、事業主等)	代理人(士業等)	申請者が本人の場合の確認方法	代理人申請の場合の確認方法	代理人(士業等)が申請する場合に本人(事業主・被保険者等)の電子署名が省略できるもの	利用頻度(申請等の周期)	22年度								
															20年度(%)	21年度(%)	申請事件数	オンライン利用件数	磁気媒体・データ連携活用件数		オンライン利用率(%)	磁気媒体・情報連携を含む利用率(%)	
1	法	登記	不動産登記の申請	不動産登記は、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資するため、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示する制度であり、不動産について権利を有する者が、登記所に対して、申請情報及び添付情報を提供するとともに登録免許税を納付して不動産登記の申請を行うことにより、その権利が登記簿に記載され、公示されるものである。	登記・供託オンライン申請システム	同左	-	月～金 8:30～21:00	不動産登記法第3条に掲げる権利の保存等の登記の申請を行う者等	司法書士、土地家屋調査士	電子署名及び電子証明書	申請者の電子署名及び電子証明書又は実印及び印鑑証明書若しくは認印、代理人の電子署名及び電子証明書	○	随時									
2	法	登記	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	不動産登記は、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資するため、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示する制度であり、不動産の取引をしようとする者等が、手数料を納付して、登記事項証明書等の交付を請求し、又はインターネットで登記情報提供サービスを利用することにより、不動産の物理的現況や権利関係等を確認するものである。	登記・供託オンライン申請システム	同左	-	月～金 8:30～21:00	登記事項証明書等又は登記情報取得しようとする者	司法書士、土地家屋調査士	不要	-	-	随時									
3	法	登記	商業登記(株式会社)の申請	商業登記(株式会社)は、会社に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するため、会社法の規定により登記すべき事項を公示する制度であり、会社の代表者が登記所に対して、申請書及び添付書類を提出するとともに登録免許税を納付して商業登記の申請を行うことにより、その登記すべき事項が登記簿に記載され、公示されるものである。	登記・供託オンライン申請システム	同左	-	月～金 8:30～21:00	株式会社の代表者	司法書士	会社代表者の電子署名及び電子証明書	会社代表者の電子署名及び電子証明書又は実印、代理人の電子署名及び電子証明書	○	随時	47.19	54.84	165,589,841	82,993,785	19,111,966	50.12	61.66		
4	法	登記	商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	商業・法人登記は、会社・法人等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資するため、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示する制度であり、当該会社と取引をしようとする者等が、手数料を納付して、登記事項証明書等の交付を請求し、又はインターネットで登記情報提供サービスを利用することにより、会社の目的や役員等の登記されている事項を確認するものである。	登記・供託オンライン申請システム	同左	-	月～金 8:30～21:00	登記事項証明書等又は登記情報取得しようとする者	司法書士	不要	-	-	随時									
5	法	登記	成年後見登記に係る登記事項証明書等の交付請求	成年後見登記は、取引の安全と円滑に資するため、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容等の登記情報を開示する制度であり、取引等において自己の代理権限や行為能力(登記されていないこと)を証明する必要がある場合等に、手数料を納付して、登記事項証明書等の交付の請求をするものである。	登記・供託オンライン申請システム	同左	-	月～金 8:30～21:00	登記事項証明書を取得しようとする者	司法書士	電子署名及び電子証明書	申請者の電子署名及び電子証明書、代理人の電子署名及び電子証明書	-	随時									
6	法	輸出入・港湾	乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請	乗員上陸許可は、船舶の乗員について、その乗員が乗り込んでいる船舶の長又はその船舶を運航する運送業者の責任において、査証を要せず一定の条件の下に在留資格を有することなく上陸できるよう迅速な処理を行うものとする制度である。 (1)外国人乗員が、船舶の乗換え、休養、買い物等の目的で、15日を超えない範囲内で上陸を希望する場合、乗員上陸許可申請書を通関官に提出し、乗員上陸許可の申請を行う。 (2)定期的に通関する船舶その他頻りに本邦の出入国港に入港する船舶の外国人乗員が、許可日から1年間、数次にわたり、休養、買い物等の目的で、当該船舶が本邦にある間上陸を希望する場合、数次乗員上陸許可申請書を通関官に提出して申請を行う。	府省共通ポータル(NACCS)	乗員上陸許可支援システム(出入国管理業務の業務・システム最適化計画)	○	-	-	運送業者	-	NACCS発行の利用者ID、パスワード	-	随時	87.33	89.98	1,346,982	1,221,268	-	90.67	-		
7	法	輸出入・港湾	船舶の長による乗員名簿の提出等	我が国に上陸しようとする者に関する情報を事前に入手して要注人リストとの照合を行い、テロリスト等が申請を行う前に上陸審査・退去強制手続等の準備をし、入国等の規制を適切に行うための制度である。 船舶の長又はその船舶を運航する運送業者は、当該船舶が本邦の出入国港に到着又は出入国港から出発する際、あらかじめ(1)乗員・乗客名簿(2)入・出港届を提出する。	府省共通ポータル(NACCS)	乗員上陸許可支援システム(出入国管理業務の業務・システム最適化計画)	○	-	-	運送業者	-	NACCS発行の利用者ID、パスワード	-	入・出港の都度	97.22	97.38	447,802	442,364	-	98.79	-		
8	財	輸出入・港湾	輸入(納税)申告(輸入許可前引取り承認申請を含む。)	申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。 ・貨物を輸入しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。 ・輸入申告の後輸入の許可前には貨物を引き取らうとする者は、税関長の承認を受けなければならない。			○	-	-	貨物を輸入しようとする者(法人、個人)	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	98.6	98.1	20,044,442	19,565,856	-	97.6	-	
9	財	輸出入・港湾	輸出申告	貨物を輸出しようとする者は、貨物の品名、数量、価格等を税関長に申告し、貨物について必要な検査を経て、許可を受けなければならない。			○	-	-	貨物を輸出しようとする者	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	98.3	98.2	14,327,822	14,093,046	-	98.4	-	
10	財	輸出入・港湾	貨物の積卸しについての書類の提示	船舶又は航空機に外国貨物の積卸しようとする者は、積卸についての書類を税関職員に提示しなければならない。(外国貿易船等に内国貨物の積卸しようとする者も同様)			○	-	-	船会社、航空会社	-	ID・パスワード	-	随時	91.6	93.9	2,510,064	2,341,033	-	93.3	-		
11	財	輸出入・港湾	保税運送(包括)承認	外国貨物を開港、税関空港、保税地域、税関官署及び他所蔵置の許可を受けた貨物を蔵置する場所相互間で、外国貨物のまま運送しようとする者は、貨物の品名、数量、運送先等を税関長に申告し承認を受けなければならない。(運送の状況やその他の事情を勘案して、税関長が取締り上支障がないと認める場合は、1年の範囲内で包括して承認することも可能)			○	-	-	運送者	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	95.0	95.8	688,149	660,618	-	96.0	-	
12	財	輸出入・港湾	外国貨物仮陸揚の届出	外国貨物を仮に陸揚しようとするときは、船長又は機長は、税関にあらかじめその旨を届け出なければならない。			○	-	-	船長又は機長	船会社、航空会社、船舶代理店	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	78.4	80.1	593,281	450,762	-	76.0	-	
13	財	輸出入・港湾	出港届の提出(許可)	外国貿易船及び外国貿易機が開港又は税関空港を出港しようとするときは、船長又は機長は、税関に政令で定める事項を記載した出港届を提出して税関長の許可を受けなければならない。			○	-	-	船長又は機長	船会社、航空会社、船舶代理店	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	36.8	42.5	283,519	180,489	-	63.7	-	
14	財	輸出入・港湾	内国貨物である船用品又は機用品の積込承認申請	内国貨物である船用品又は機用品を本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機に積み込もうとする者は、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)	輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画)	○	-	-	船機用品業者、船会社、航空会社	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	17.0	22.5	243,989	63,109	-	25.9	-	
15	財	輸出入・港湾	開庁時間外における貨物の積卸しの届出	税関官署の開庁時間(税関官署において事務を取扱う時間として、税関長が定めて公示した時間)以外の時間において、外国貿易船等その他外国貨物を積んでいる船舶若しくは航空機に貨物の積卸しをし、又は船舶又は航空機に外国貨物を積み込もうとするときは、あらかじめその旨を税関に届けなければならない。			○	-	-	船会社、航空会社	-	ID・パスワード	-	随時	65.7	74.5	141,739	108,466	-	76.5	-		
16	財	輸出入・港湾	積卸コンテナ一覧表の提出	輸入税の免除を受けてコンテナを輸入又は輸出しようとする者は、当該コンテナの種類、記号、番号、積卸する船舶等の名称、及び国産コンテナの特例に係る表示をしているコンテナについてはその旨を積卸コンテナ一覧表に記載し、コンテナが置かれている場所を管轄する税関官署へ提出する。(これにより、関税法第67条の規定による申告があつたものとみなす)			○	-	-	船会社	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	93.4	98.5	207,662	204,359	-	98.4	-	
17	財	輸出入・港湾	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届の提出(外国貿易機)	税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、あらかじめ当該外国貿易機の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易機が税関空港に入港したときは、機長は入港後直ちに政令で定める事項を記載した入港届を税関に提出しなければならない。			○	-	-	機長	航空会社	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	24.2	27.9	172,035	121,274	-	70.5	-	
18	財	輸出入・港湾	外国往來船又は外国往來航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	本邦と外国との間を往來する船舶又は航空機への交通が貨物の授受を目的とするものであるときは、その交通は税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行わなければならない。			○	-	-	外国往來船又は外国往來機への交通者	-	ID・パスワード	-	随時	27.9	33.9	131,331	45,911	-	35.0	-		
19	財	輸出入・港湾	積荷、乗組員及び旅客に関する事項の報告並びに入港届及び船用品目録の提出(外国貿易船)	開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、あらかじめ当該外国貿易船の積荷、旅客及び乗組員に関する事項を税関に報告しなければならない。また、当該外国貿易船が開港に入港したとき、船長は入港の時から二十四時間以内に政令で定める事項を記載した入港届及び船用品目録を税関に提出しなければならない。			○	-	-	船長	船会社、船舶代理店	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	47.8	58.8	111,891	74,505	-	66.6	-	
20	厚	輸出入・港湾	食品等輸入の届出	輸入される食品等については、その安全性確保の観点から輸入者に対して輸入届出の義務が科せられており、全国の検疫所において届出の受付、審査、検査、届出済証の交付及び違反処理等に係る業務を行っている。 当該手続は、食品衛生法に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ることを目的としている。	府省共通ポータル(NACCS)	輸入食品監視支援システム(FAINS)(食品等輸入届出業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画)	○	-	-	輸入者	通関士	ID・パスワード	ID・パスワード	-	随時	93.6	93.6	2,001,020	1,886,736	-	94.3	-	

番号	所管府省	分野	対象手続	手続の概要	受付システム名	関連する業務処理システム(最適化計画の状況)	システムの利用可能な時間帯(受付時間)		想定利用者		オンライン申請時の本人確認方法			利用頻度(申請等の周期)	オンライン利用状況					特記事項		
							24時間365日(又はほぼ同様のもの)	左記以外	本人(個人、事業主等)	代理人(士業等)	申請者が本人の場合の確認方法	代理人申請の場合の確認方法	代理人(士業等)が申請する場合に本人(事業主・被保険者等)の電子署名が省略できるもの		20年度(%)	21年度(%)	22年度					
																	申請等件数	オンライン利用件数	磁気媒体・データ連携活用件数		オンライン利用率(%)	磁気媒体・情報連携を含む利用率(%)
41	厚	社会保険・労働保険	概算・増加概算・確定保険料申告書	事業主が、概算保険料、確定保険料等の申告を行う場合、原則として毎年法定の申告期間中に所轄労働基準監督署、都道府県労働局若しくは金融機関へ提出する。	e-Gov	労働保険適用徴収システム(労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画)	○	-	事業主	社会保険労務士、労働保険事務組合	電子署名	事業主の電子署名と代理人の電子署名	○(労働保険番号・アクセスコードの入力)	年1回	1.3	1.7	1,666,587	31,830	-	1.9	-	
42	厚	社会保険・労働保険	概算保険料の延納の申請	事業主が、納付すべき概算保険料が40万円(労災保険又は雇用保険いずれか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上等の場合、概算保険料申告書提出時に併せて延納申請をすることができる。	e-Gov	労働保険適用徴収システム(労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画)	○	-	事業主	社会保険労務士、労働保険事務組合	電子署名	事業主の電子署名と代理人の電子署名	○(労働保険番号・アクセスコードの入力)	年1回								
43	厚	社会保険・労働保険	雇用保険被保険者資格取得届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者になった場合、その者について、被保険者となった事実があった日の属する月の翌月10日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	e-Gov	ハローワークシステム(職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画)	○	-	事業主、労働保険事務組合	社会保険労務士	電子署名	本人及び代理人の電子署名	○(提出代行者であることを証明することができるもの)	随時	0.7 (1.6:磁気媒体提出分を含む。)	1.2 (1.7:磁気媒体提出分を含む。)	8,740,767	95,893	71,050	1.1	1.9	
44	厚	社会保険・労働保険	雇用保険被保険者資格喪失届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなった場合、その者について、被保険者でなくなった事実があった日の翌日から起算して10日以内に、「雇用保険被保険者資格喪失届」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	e-Gov	ハローワークシステム(職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画)	○	-	事業主、労働保険事務組合	社会保険労務士	電子署名	本人及び代理人の電子署名	○(提出代行者であることを証明することができるもの)	随時	0.8 (1.0:磁気媒体提出分を含む。)	1.2 (1.7:磁気媒体提出分を含む。)	2,261,796	32,276	163	1.4	1.4	離職票を伴う雇用保険被保険者資格喪失届(平成22年度約460万件)は、平成23年11月末にオンライン化されたため、オンライン利用状況には含まれていない。
45	厚	社会保険・労働保険	高齢雇用継続基本給付金の申請	一般被保険者が、60歳到達時点に比べて賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合、初回については最初に支給を受けようとする支給申請月の初日から起算して4か月以内に、次回以降の申請は、公共職業安定所長の指定する申請月中に、「高齢雇用継続基本給付金支給申請書」を、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出する。	e-Gov		○	-	被保険者(高齢者)	社会保険労務士、事業主	電子署名	(社労士の場合)社会保険労務士、事業主及び被保険者の電子署名(事業主の場合)事業主及び被保険者の電子署名	○(社労士が提出代行を行う場合、提出代行に係る証明書(社会保険労務士、事業主、同意書(事業主、被保険者間))	随時	0.02	0.1	3,981,004	14,973	-	0.4	-	
46	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	標準報酬月額を決定するため、事業主は毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者について報酬月額に関する事項を日本年金機構又は健康保険組合に届出なければならない。(ただし、6月1日以降に被保険者になった者、7月、8月、9月に標準報酬の随時改定が行われる者又は、育児休業等終了時改定が行われる者は除く)	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	年1回	1.1 (46.1:磁気媒体提出分を含む。)	1.6 (47.5:磁気媒体提出分を含む。)	33,958,180	723,165	16,014,270	2.1	49.3	
47	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	事業主は、被保険者の報酬月額について、昇(降)給等により定期的賃金が変動し、変動月以降引き続く3か月に受けた報酬の平均月額と現在の標準報酬等級との間に2等級以上の差が生じたため、標準報酬月額の改定が必要な場合、日本年金機構又は健康保険組合に届出なければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	随時	1.2 (48.8:磁気媒体提出分を含む。)	2.0 (48.5:磁気媒体提出分を含む。)	5,189,795	121,730	2,640,704	2.3	53.2	
48	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	事業主は、健康保険法第3条又は厚生年金保険法第9条若しくは第10条に該当する者を雇用したときは日本年金機構又は健康保険組合に届出しなければならない。船舶所有者は、船員法第1条の船員を使用した場合には日本年金機構に届出しなければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	随時	0.9 (20.9:磁気媒体提出分を含む。)	1.8 (18.0:磁気媒体提出分を含む。)	6,095,901	165,139	1,313,942	2.7	24.3	
49	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	事業主又は船舶所有者は、被保険者が資格を喪失したとき(退職、死亡したとき等)は日本年金機構又は健康保険組合に届出しなければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	随時	0.8 (19.1:磁気媒体提出分を含む。)	1.6 (16.8:磁気媒体提出分を含む。)	6,194,377	141,744	1,303,498	2.3	23.3	
50	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更(訂正)届、船員保険・厚生年金保険被保険者氏名変更訂正届	事業主又は船舶所有者は、被保険者の氏名に変更などがあった場合は、日本年金機構又は健康保険組合に届出しなければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	随時	0.1	0.2	741,173	3,889	-	0.5	-	
51	厚	社会保険・労働保険	健康保険被扶養者(異動)届、船員保険被扶養者(異動)届	被保険者等が被扶養者を有するに至った場合やその有する被扶養者に異動があった場合には、事業主又は船舶所有者を経由して日本年金機構若しくは健康保険組合に届出しなければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名、事業主の電子署名と被保険者の電子署名	○(事業主の提出代行証明書、被保険者の委任状)	随時	0.04	0.4	2,903,520	27,471	-	0.9	-	
52	厚	社会保険・労働保険	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	標準賞与額を決定するため、事業主、船舶所有者は賞与の支給を行ったときは日本年金機構又は健康保険組合に届出しなければならない。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	年3回以下	1.2 (60.4:磁気媒体提出分を含む。)	1.6 (60.8:磁気媒体提出分を含む。)	54,767,631	1,122,140	32,460,965	2.0	61.3	
53	厚	社会保険・労働保険	厚生年金保険被保険者住所変更届、厚生年金保険(船員)被保険者住所変更届	事業主又は船舶所有者は、被保険者の住所に変更などがあった場合は、日本年金機構又は健康保険組合に届出なければならない。	e-Gov	記録管理システム、年金給付システム(公的年金業務の業務・システム最適化計画)	○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と事業主の電子署名	○(提出代行証明書)	随時	0.5 (32.2:磁気媒体提出分を含む。)	2.5 (31.1:磁気媒体提出分を含む。)	2,875,742	55,056	852,717	1.9	31.6	
54	厚	社会保険・労働保険	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	原則として25年の資格期間を満たした者が、65歳になって年金を受給するときは、請求書を日本年金機構に提出する。ただし、65歳になる前であっても一定の要件を満たす者については、年金が支給される。	e-Gov		○	-	個人(年金の受給資格を有する者)	個人、社会保険労務士	電子署名	代理人(社会保険労務士の場合)の電子署名と申請者の電子署名	-	年金請求時のみ	0.00	0.00	1,936,070	1	-	0.00	-	
55	厚	社会保険・労働保険	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)	65歳前に老齢厚生年金を受けている年金受給者が、老齢基礎年金の受給資格を満たし、老齢基礎年金を受給するときは、日本年金機構に提出する。	e-Gov		○	-	個人(老齢基礎年金を受給する者)	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と申請者の電子署名	-	年金請求時のみ	0.00	0.00	910,536	0	-	0	-	
56	厚	社会保険・労働保険	年金受給権者現況届	年金受給権者は、生存しており、引き続き年金を受ける権利を有していることを確認するため、年に1回、日本年金機構に届出なければならない。	e-Gov		○	-	個人(年金受給者)	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と申請者の電子署名	-	年1回	0.00 (86.4:住基ネット活用を含む。)	0.00 (92.7:住基ネット活用を含む。)	31,789,169	1	29,440,065	0.00	92.6	
57	厚	社会保険・労働保険	年金受給権者住所・支払機関変更届	年金受給権者が住所や年金の受取先を変更するときに届書を日本年金機構に提出し、変更を行う。	e-Gov		○	-	個人(年金受給者)	個人、社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と申請者の電子署名	-	随時	0.00	0.00	1,431,231	3	-	0.00	-	
58	厚	社会保険・労働保険	年金手帳再交付申請書	被保険者又は被保険者であった者が、年金手帳を破り、汚し、又は失ったときには、氏名、性別、生年月日及び住所、基礎年金番号を記載した申請書を日本年金機構に提出し、年金手帳の再交付を受ける。	e-Gov		○	-	事業主・個人(被保険者等)	社会保険労務士、個人	電子署名	代理人の電子署名、被保険者もしくは被保険者であった者の電子署名。事業主が申請する場合は事業主の電子署名	○(社労士が申請する場合:事業主の電子署名は提出代行証明書の提出により省略可)	随時	0.02	0.1	620,869	603	-	0.1	-	
59	厚	社会保険・労働保険	国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認・資格喪失・死亡・氏名変更・生年月日変更・性別変更(訂正)届	国民年金第3号被保険者の資格を取得した者及びその他第3号被保険者に関して変更があったときに届書を日本年金機構に提出し、登録されている内容について変更を行う。	e-Gov		○	-	事業主	社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名、事業主の電子署名と被保険者の電子署名	○(事業主の提出代行証明書、被保険者の委任状)	随時	0.00	0.1	5,045,451	8,516	-	0.2	-	
60	厚	社会保険・労働保険	国民年金保険料還付請求書	国民年金被保険者等が保険料の過誤納金について、還付請求する場合に提出する。	e-Gov		○	-	個人(被保険者等)	個人	電子署名	代理人の電子署名と申請者の電子署名	-	随時	0.00	0.00	842,874	3	-	0.00	-	

番号	所管府省	分野	対象手続	手続の概要	受付システム名	関連する業務処理システム(最適化計画の状況)	システムの利用可能な時間帯(受付時間)		想定利用者		オンライン申請時の本人確認方法			利用頻度(申請等の周期)	オンライン利用状況						特記事項	
							24時間365日(又はほぼ同様のもの)	左記以外	本人(個人、事業主等)	代理人(士業等)	申請者が本人の場合の確認方法	代理人申請の場合の確認方法	代理人(士業等)が申請する場合に本人(事業主・被保険者等)の電子署名が省略できるもの		20年度(%)	21年度(%)	22年度					
																	申請等件数	オンライン利用件数	磁気媒体・データ連携活用件数	オンライン利用率(%)		磁気媒体・情報連携を含む利用率(%)
61	厚	社会保険・労働保険	国民年金・厚生年金保険年金受給権者死亡届	年金受給権者が死亡したときに遺族が届け出る。	e-Gov		○	-	個人(死亡した年金受給者の遺族)	個人、社会保険労務士	電子署名	代理人の電子署名と申請者の電子署名	-	随時	0	0	961,822	7	0.00	-		
62	経	産業財産権出願関連	産業財産権出願関連手続(特許、実用新案、意匠、商標に関する手続)	産業財産権に関する出願等を行うための手続	電子出願システム	特許庁運営基盤システム、特許庁新検索システム(最適化計画)	○	-	企業等、個人	弁理士	本人の電子署名、ID	代理人の電子署名・ID、本人の電子署名	○(代理権の証明は、予め事件を特定しない委任状を登録することにより、個別手続において採用(委任状の添付を省略)することができる。)	随時	92.6	93.0	2,853,912	2,671,192	-	93.6	-	
63	国	自動車登録	自動車の新車新規登録手続等	自動車登録とは、所有権の確定を行い公証することにより、第三者への対抗を行う民事登録と、保安基準の適合性の確保、徴税、不正輸出防止、リサイクル、犯罪防止等に活用するという行政登録という両者の側面を目的及び効力のため、登録申請に基づき、自動車登録ファイルに登録を行うためにするものとなっている。	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)	OSSインターフェースシステム、運輸支局等接続サブシステム	○	-	ユーザー、新車購入者	行政書士、自動車販売店	電子署名	本人及び申請代理人の電子署名	○(電子委任状)	新車新規登録は1つの車両について1回。検査については、自動車検査証の有効期間は1年～3年(車両の種類による)	1.1 (2.6:OSS稼働10都府県の利用率) (53.7:磁気媒体等提出分を含む。)	4.4 (10.1:OSS稼働10都府県の利用率) (57.4:磁気媒体等提出分を含む。)	2,986,584	329,126	1,399,254	11.02 (24.9:OSS稼働10都府県の利用率)	57.9	
64	金	その	生命保険募集人登録事務	生命保険募集人は、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。また、登録事項に変更がある場合や募集業務を廃止する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならないとされている。(当該2手続きについては、募集人が、代申会社を通じて(社)生命保険協会が運用するシステムにより申請・届出を行い、(社)生命保険協会が当日分の申請データを取りまとめたらえ、一括して当庁に日次で電子申請している。)	e-Gov	金融庁業務支援統合システム(金融検査及び監査並びに証券取引等監視業務に関する業務・システムの最適化計画)	○	-	生命保険募集人	(社)生命保険協会	(本人申請はない)	代申会社の電子署名	-	ほぼ毎日	100.0	100.0	466,849	466,849	-	100.0	-	
65	金	その	生命保険募集人届出事務																			
66	総	その	無線局免許申請	無線局の免許を受けようとする者は、申請書に無線局の目的、開設を必要とする理由、通信の相手方及び通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式並びに希望する周波数の範囲等を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	総務省電波利用 電子申請・届出システム	総合無線局監視システム(電波監視業務の業務・システムの最適化計画)	○	-	個人、電気通信事業者、民間企業	無線機販売店等	本人の電子署名又はID・パスワード	代理人の電子署名と委任状又はID・パスワード	○(委任状)	5年(基本)ごと	44.2	55.5	105,117	68,563	-	65.2	-	
67	総	その	無線局再免許申請	無線局の再免許を受けようとする者が、免許有効期間満了前の定められた期間内において、再免許申請書に免許の番号、免許の年月日、及び有効期間満了の日、継続開設を必要とする理由、希望する電波の型式、周波数及び空中線電力等を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。											29.1	52.0	166,355	104,599	-	62.9	-	
68	農	その	採捕数量等の報告	指定漁業等を営む者であって農林水産省令で定める者が、排他的経済水域等において第1種特定海洋生物資源を採捕したときは、採捕の数量等を農林水産大臣に報告する。	漁業管理情報処理システム	同左	○	-	漁業者	業種別漁業団体・漁協・漁連・市場	ID・パスワード	ID・パスワード	-	月1回程度(魚種及び時期により異なる)	98.3	99.8	243,418	243,016	-	99.8	-	
69	経	その	経済産業省生産動態統計調査	経済産業省生産動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計として、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査であり、報告義務者(調査事業所の管理責任者及び企業を代表する者)は、経済産業大臣が定めた様式(調査票)に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配付者(都道府県知事、経済産業局)	政府統計共同利用システムの「オンライン調査システム」(総務省運営のシステム)	政府統計共同利用システム(統計調査等業務の業務・システムの最適化計画)	○	-	事業所及び企業	-	ログインID及び確認コード	-	-	毎月	44.8	47.0	204,662	97,970	-	47.9	-	
70	経	その	商業動態統計調査	商業動態統計調査は、統計法に基づく基幹統計として、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的として実施する調査であり、報告義務者(調査事業所の管理責任者及び企業を代表する者)は、経済産業大臣が定めた様式(調査票)に、毎月月末現在の状況について所定の事項を記入し、これに記名した上、調査の種類別に調査票配付者(都道府県知事又は経済産業大臣)に報告する。											20.3	21.9	191,044	46,319	-	24.2	-	
71	国	その	特殊車両通行許可申請	道路は一定の諸元の車両の通行を想定し、この車両が安全かつ円滑に通行できるよう設計されており、車両制限令によって道路を通行する車両の寸法、重さ等の最高限度を定めており、これを超える車両の通行を禁止している。 ただし、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるため、道路管理者がやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、交差点やトンネル等の幅、高さ等の寸法に関する通行条件と橋梁や橋脚に類する構造物を通行する際の重量に関する条件を個別に審査を行い、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するための条件を付して通行できる場合には、車両の通行を許可する。	特殊車両オンライン申請システム	同左	○	-	企業・団体等(運送業者、建設業者等)、個人	行政書士	電子署名	代理人の電子署名と本人の電子署名	○(委任状)	最大2年ごと	37.2	48.1	206,078	126,318	-	61.3	-	

(注)本表は、各府省の業務プロセス改革計画(案)の基本様式2から抜粋・整理した。